

請負工事監督検査の事務処理について

1 通 則

環境省の所掌する請負工事における監督及び検査にあたっては、その実施が円滑に進められるよう、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「省令」という。）、環境省所管会計事務取扱規則（平成19年環境省訓令第4号）及び環境省所管契約事務取扱要領（平成19年6月29日付け環境会第070629004号。以下「要領」という。）によるもののほか、本通知の定めるところによるものとする。

[監 督]

2 監督業務の分類

法第29条の11第1項に規定する工事の請負契約の適正な履行を確保するために必要な監督（以下「監督」という。）に係る業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容はそれぞれ次の各号のとおりとする。

一 監督総括業務

- イ 工事請負契約書（「請負契約書等の制定について」（平成14年7月1日付け環境会第489号。以下同じ。）に定める工事請負契約書をいう。）に基づく契約担当官等（要領に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）の権限とされる事項のうち、契約担当官等が必要と認めて委任したものの処理
- ロ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議であって、重要なものの処理
- ハ 関連する2以上の工事の監督を行なう場合における工事の工程等の調整であって、重要なものの処理
- ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当官等に対する報告
- ホ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに監督業務の掌理

二 現場監督総括業務

- イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理
- ロ 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は契約の相手

方が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾

ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理

ニ 関連する2以上の工事の監督を行なう場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の処理

ホ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督職員に対する報告

ヘ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理

三 一般監督業務

イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理

ロ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾

ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く。）

ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督職員に対する報告

3 監督職員の担当業務等

(1) 監督職員（省令第18条第1項に規定する監督職員をいう。以下同じ。）は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、それぞれ2の規定に示す監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。

(2) 監督に必要な技術の程度その他技術的条件を勘案し必要がないと認められるときは、総括監督員、総括監督員及び主任監督員をそれぞれ置かないことができる。その際、総括監督員を置かない場合における主任監督員は監督総括業務を、総括監督員及び主任監督員を置かない場合における監督員は監督総括業務及び現場監督総括業務をそれぞれあわせて担当するものとする。

(3) 工事請負金額が概ね5,000万円以上の場合、又は博物展示施設事業等の工種、工程及び施工内容等の多岐にわたる調整が必要とされる工事については、原則として監督職員を複数名任命するものとする。

(4) 監督員を複数任命する場合は、併せて主任監督員を任命するものとする。

(5) 主任監督員を複数任命する場合は、併せて総括監督員を任命するものとする。

注) 上記(4)に規定する主任監督員及び(5)に規定する総括監督員とは、要領第四の2に規定する「主任監督職員」と同一の者である。

4 工事監理業務請負契約書の作成

契約担当官等は、工事監理業務請負契約書（「請負契約書等の制定について」に定める工事管理業務請負契約書をいう。）により国の職員以外の者（以下「契約監督員」

という。)に監督を行なわせようとする場合は、監督の方法、契約担当官等に連絡し、又は報告すべき事項その他必要な事項を記載した仕様書を作成して行なわなければならないものとする。

5 監督の技術的基準

監督職員が監督を行なうにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

6 契約の相手方への通知

契約担当官等は、監督職員を任命した場合にあっては、監督職員の官職及び氏名を、契約監督員に監督を行わせる場合にあっては、その者の所属事業所名、氏名、業務内容等を、それぞれ工事の請負契約ごとに遅滞なく、監督職員通知書又は契約監督員通知書により契約の相手方に通知するものとする。これらの者に変更があった場合も同様とする。

[検査]

7 検査の種類

法第29条の11第2項に規定する工事の請負契約についての給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合に行なう工事の既済部分の確認を含む。)をするため必要な検査(以下「検査」という。)の種類は、次のとおりとする。

一 完成検査 工事の完成を確認するための検査

二 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分(性質上可分の工事の完済部分を含む。)を確認するための検査

8 検査職員の体制

(1) 契約担当官等は、検査職員(省令第20条第1項に規定する検査職員をいう。以下同じ。)を複数名任命することができる。

(2) 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、必要があるときは、それぞれの検査職員の検査の対象を工事の施工区間、工事の種別等により定め、又は他の検査職員を指揮監督して検査を行ない、その結果を総括する主任検査職員を定めることができるものとする。

9 監督の職務と検査の職務の兼職

監督の職務と検査の職務を兼ねることはできないものとする。

10 検査の技術的基準

検査職員が検査を行なうにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。